

【入院時食事療養に関する事項】

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の基準を満たした食事を提供しています。

また、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時）、適温で提供しております。

【入院時生活療養費・生活療養標準負担額】

入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について、下記の標準負担額

（１食当たりの食費＋１日当たりの居住費）が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付される。

療養病床に入院する 6 5 歳以上の患者				標準負担額	
				食費（1食）	居住費（1日）
①	一般の患者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院）		5 1 0 円	3 7 0 円
	（下記のいずれにも該当しない者）	入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院）		4 7 0 円	
②	厚生労働大臣が定める者〔＝重篤な病状または集中的治療を要する者等			生活療養費（Ⅰ） 5 1 0 円	3 7 0 円
	〔＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等※1〕		（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	生活療養費（Ⅱ） 4 7 0 円	
③	指定難病者	（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		3 0 0 円	0 円
④	低所得者Ⅱ②（※2）（⑤⑥に該当しないもの）			2 4 0 円	3 7 0 円
⑤	低所得者Ⅱ	〔重篤な病状または	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	2 4 0 円	3 7 0 円
	集中的治療を要する者等（※1）〕		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	1 9 0 円	
⑥	低所得者Ⅱ	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下		2 4 0 円	0 円
	（指定難病者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		1 9 0 円	
⑦	低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）			1 4 0 円	3 7 0 円
⑧	低所得者Ⅰ〔重篤な症状または集中的治療を有する者等（※1）〕			1 1 0 円	3 7 0 円
⑨	低所得者Ⅰ（指定難病者）			1 1 0 円	0 円
⑩	低所得者Ⅰ／老齢年金受給者				
⑪	境界層該当者（※3）				

※１ 「重篤な病状又は集中的治療を要する者等」〔「厚生労働大臣が定める者」（平18.9.8告示488）〕とは、①A101療養病棟入院基本料の算定患者であって「基本診療科の施設基準等」の別表第５の２、又は別表第５の３に該当する者。

※２ ７０歳未満の低所得者（住民税非課税／限度額適用区分「オ」は、７０歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当
「低所得者Ⅰ」は７０歳以上のみに適用される。

※３ 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。